



疑問にお答えします

シリーズ NO2



★給与形態の違いを知っていますか？

求人票を見るとさまざまな給与形態があります。
給与は生活に直結する大事な労働条件です。応募する時は、この違いをよく理解しておく必要があります。ご参考になさってください。

給与形態	説明
年俸制	給与は年間で総支給額が決定される。ひと月分は総支給額を12分の1とするのが一般的であるが、中には14分の1、16分の1等とする契約もある。注意する点として、残業代がどうなるのか確認したほうがよい。
月給制	給与が月額で定められているケースは、一般的に「月給制」と呼ばれている（特別な取決めがない限り、欠勤・遅刻・早退などを月の給与からは引かず、勤怠控除として賞与等から控除する場合もある）。
日給月給制	給与が月額で決まっている点では「月給制」と同じだが、遅刻や欠勤した場合、その月ごとの給与から引かれて支給される。 稼働日が20日の月と23日の月とでは月額が変わらないが、控除時の計算方法は企業によって異なる。 (但し、求人票では月給制で表記されています。ご不明な点は窓口まで)
日給制	給与は日額で決まっている。月ごとに支払われることがほとんどであり、「日給月給」と間違えやすいが、稼働日が20日の月と23日の月では月額が変わる。
時間給制	給与が時間によって決まっている。アルバイトやパートに多い給与形態。
出来高制 歩合制	固定給以外に成果等によって支給される。仕事の量や売り上げに応じて計算される。会社によって計算方法も異なる。

★ 給与の計算方法

固定給	給与を構成しているもののうち、基本給と月ごとに額が変わらない手当だけで構成されているシステム（残業代は別）。毎月もらえる額が一定している。
固定給＋歩合給	給与を構成しているもののうち、上記固定給のほかに仕事の量や売り上げ等に応じて支払われる歩合給が組み合わされているシステム。月によって仕事量が変わると、もらえる給与も変動する。

